

第498回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 4 9 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年5月29日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 11時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
				13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	欠		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	主 査	岩崎 達矢
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	宮本 晃宏		
副 主 幹	長谷川 修		
副 主 幹	鈴木 信幸		

産業観光部農政課及び都市計画部都市計画課職員

職	氏 名	職	氏 名
産業観光部農政課 課 長	小川 寛一郎	産業観光部農政課 主 事	林 優花
産業観光部農政課 副 課 長	分須 正二	産業観光部農政課 主 事	小野村 梨穂

1 0 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年5月29日第498回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

1 1 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 大野 美智明

委員 高橋 庄一郎

委員 小和瀬 康男

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 4 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 8 件、1 0 筆、4 , 3 6 6 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 4 件、5 筆、1 , 1 0 0 m²である。農地改良届については、合計 4 件、6 筆、3 , 2 8 0 . 7 5 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 3 件、3 筆、4 7 7 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 2 件、1 7 筆、1 4 , 4 9 9 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 7 件、3 7 筆、3 0 , 3 2 2 . 9 5 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 1 件、6 6 筆、4 7 , 0 0 4 . 9 8 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数5件、筆数37筆、面積24,949㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、代表取締役の農業従事日数300日以上、農業従事する役員は3人、経営面積は申出地周辺を含む約8,356アールである。

整理番号2番は、年齢71歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約153アールである。

整理番号3番は、年齢87歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は5人、経営面積は申出地周辺を含む約287アールである。

整理番号4番は、夫は年齢36歳、妻は年齢35歳、それぞれ農業従事日数は150日以上で、今年度から夫婦で就農された。申出地は夫名義で借り受けているが、国の補助金である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を利用するために夫婦名義で借り受けるための申出である。

整理番号5番は、年齢56歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約1,338アールである。

以上のことから、整理番号1番から5番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者(受け手)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第 5 項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 4 件、筆数 4 筆、面積 3, 400 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、兄弟間での贈与で、1 筆、998 m²の申請である。譲受人は、現在 68 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 100 アールの農地を耕作する農家である。申請地を長男が贈与により譲り受けたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 400 m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、581 m²の申請である。譲受人は、現在 66 歳で、農

業従事日数は年間 200 日以上、約 40 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 50 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、266 m²の申請である。譲受人は、現在 74 歳で、農業従事日数は年間 200 日以上、約 446 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、1,555 m²の申請である。譲受人は、現在 81 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、約 174 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 km である。

以上のことより、整理番号 1 番から 4 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番について、調査報告する。5 月 18 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的

は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 81 歳で、農業従事日数は、年間 300 日以上、約 174 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番について、意見を申し上げる。5 月 18 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 4 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数3件、筆数9筆、面積5, 128 m²についての申請があった。

整理番号1番については、貸駐車場に使用のため、1筆、154 m²の申請である。駐車場利用者である法人は昭和59年11月に設立し、イベント機材のレンタル、イベント企画及び施工を主な業務としている。業務拡大に合わせて社用車と従業員を増やしたことから新たな駐車場を必要としている。そこで、事務所に近い申請地が適地と考え、申請者（土地所有者）に相談した。申請者が雑種地と一体で駐車場を造成して法人が使用するとの申請である。（合計敷地面積1,089 m²）農地区分については、第1種農地であると考えられるが、隣接する農地以外の土地と同一事業を目的とした計画であり、農地の割合が全体の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番と3番については、関連があるため併せて説明する。臨時貸駐車場に使用のため、許可後から水上公園の夏季営業期間終了までの一時転用の申請である。整理番号2番は5筆、2,668 m²、整理番号3番は3筆、2,306 m²の申請である。それぞれの申請地は川越水上公園の近隣に位置している。川越水上公園の夏季営業中は、来客数の増加

に伴い、公園内駐車スペースが満車状態となり、交通への支障をきたすことが想定されることから、整理番号２番は７５台分、整理番号３番は１００台分の臨時駐車場として使用したいとの申請である。なお、夏季営業期間終了後は農地に復元する計画である。農地区分については、農用地域内農地であると考えられるが、一時的な利用に供するもので農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号１番から３番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第４条第６項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号１番から３番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第４条第６項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第３号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第４号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号2番については関係委員がいる。昨年
に開催した運営委員会において農地利用最適化推進委員につ
いても農業委員会等に関する法律第31条を準用し、議事参
与の制限をすることに決定したので、関係委員には退出して
もらい、整理番号2番を先行して審議することにする。」と
の説明を行なった。

関係委員は退出した。

議長は、整理番号2番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号2番については、住宅新築のための使
用貸借権設定で、2筆、210㎡の申請である。譲受人は借
家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたこと
から、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が
適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申
請である。農地区分については、第1種農地であると考えら
れるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に
該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て
水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透
枡を設置する計画である。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号2番について農地
転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5

条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号、整理番号2番について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した関係委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号2番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号2番を除く、件数16件、筆数20筆、面積7,439.37㎡についての申請があった。

整理番号1番については、車両置場敷地拡張のための賃借権設定で、1筆、432㎡の申請である。譲受人は昭和64年1月に株式会社を設立し、クレーンによる建設工事の請負を主な業務としている。申請地からほど近い場所にある車両置場が契約満了で返却することから新たな車両置場を必要としている。そこで、既存の車両置場に隣接する申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、車両置場として使用したいとの申請である。（合計敷地面積864㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、230㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、290㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚を機に、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、291㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚を機に、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置

する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、281㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、442㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、254㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、隣接する宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積294.17㎡）農地区分

については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、333㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、営業所・駐車場に使用のための賃借権設定で、1筆、837㎡の申請である。譲受人は令和2年12月に株式会社を設立し、運送事業とレンタカー業を主な業務としている。市内に営業所があるが、道路拡張に伴い、取り壊すことになったため、新たな営業所を必要としている。そこで、高速道路のインターチェンジに近接する申請地が適地と考え、隣接する宅地と一体で賃借にて借り受け、営業所・駐車場として使用したいとの申請である。（合計敷地面積1,151.06㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然

浸透させる計画である。

整理番号 1 1 番については、住宅敷地拡張のための使用貸借権設定で、1 筆、2 . 3 7 m²の申請である。譲受人は申請地の隣にある住宅で暮らしている。住宅の建て替えを計画する段階で、既存排水管が農地を横断して水路へ放流している事実が判明した。農地へ是正してしまうと生活ができなくなってしまうことから、現況の状態で追認したいとの申請である。(合計敷地面積 3 8 5 . 0 8 m²) 農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 2 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 4 3 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 3 番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1 筆、4 6 9 m²の申請である。譲受人は平成 9 年 7 月に株式会社を設立し、運送業を主な業務としている。業務

拡大に合わせて社用車と従業員を増やしたことから新たな駐車場を必要としている。そこで、事務所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号14番については、店舗兼用住宅新築のための所有権移転で、1筆、257㎡の申請である。譲受人は借家で暮らしながら、貸店舗にて美容院を経営している。現在の住まいが手狭になってきたことと、美容院を効率的に経営するために、美容院を兼ねる住宅の建築を計画した。そこで、現在の美容院に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、店舗兼用建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、260㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設

置する計画である。

整理番号16番については、建売住宅新築のための所有権移転で、1筆、391㎡の申請である。譲受人は平成5年11月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。首都圏近郊で住宅の需要が見込める川越市にて建売住宅の建築を計画した。そこで、県道片柳川越線に面する申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積1,388.78㎡）で売買にて取得し、建売住宅を5棟建築するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置させる計画である。

整理番号17番については、貸店舗新築のための所有権移転で、3筆、2,427㎡の申請である。譲受人は平成2年11月に有限会社を設立し、不動産業を主な業務としている。県道川越北環状線と県道川越坂戸毛呂山線との交差点である上寺山交差点付近には複数の飲食店が建ち並び、飲食店の需要が見込めるエリアと言われており、申請地はこのエリア内に位置している。丸亀製麺などの飲食店を展開する株式会社トリドールホールディングスは、このエリアで出店可能な土地を探しており、申請地を適地と考え、土地所有者に出店の申し込みをしました。出店を実現するために、土地所有者は不動産業を営む譲受人に相談し、3者で協議を重ねました。その結果、譲受人が申請地を購入して2棟の貸店舗を建

築して、株式会社トリドールホールディングスが飲食店として使用すると申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道に放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

以上のことから、整理番号2番を除く、整理番号1番から13番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号17番について、調査報告する。5月24日に、申請地にて、譲受人の社長と代理人から話を伺った。申請目的は貸店舗新築のためである。譲受人は、平成2年に有限会社を設立され、不動産業を行っている会社である。県道川越北環状線と県道坂戸毛呂山線との交差点付近は複数の飲食店が建ち並び、飲食店の需要が見込まれるエリアで、申請地はこの中にある。丸亀製麺などを運営している株式会社トリドールホールディングスは、このエリアでの出店可能な土地を探しており、昨年9月に土地所有者に対して建て貸しでの「うどん屋の丸亀製麺」と「ラーメン屋のずんどう屋」の出店申し込みをしたとのことである。土地所有者は実現させてあげたいが、建て貸しへの不安があったことから、不動産業である譲受人に相談したとのことである。3者で協

議を重ねた結果、譲受人が申請地を購入して2棟の貸店舗を建築して、株式会社トリドールホールディングスが飲食店として使用する申請に至ったとのことである。雨水の流出対策は河川課と協議済で、排水は公共下水道に接続する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。また、申請地周辺には県道があり、住宅が点在しているので、農地の集団性はない場所と考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、住宅が建築された時期と当時の排水はどのように処理されていたのか。」との発言があった。

事務局は「建築されたのは、昭和50年前半で、汲み取りであったと聞いている。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号2番を除く、整理番号1番から17番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 5 号

川越農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に農業振興地域整備計画の変更をするときの説明を求めた。

事務局は「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 により農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。川越市では、毎年 3 月末と 9 月末を締め切りとして、年 2 回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ 5 月と 11 月の総会で審議する。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第 5 号議案は、件数 7 件、筆数 11 筆、面積 7,572 m²についての意見照会があった。

整理番号 1 番については、分家住宅新築のため、2 筆、417 m²の申出である。事業計画者は、土地所有者の孫夫婦である。現在、妻の実家に住んでいるが手狭になっている。そこで、親の介護等に備えて妻の実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である妻の祖父の同意を得られたため、隣接する宅地を含めて、今回の申出となったものである。（合計敷地面積 463 m²）排水については、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。除外後の農

地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号2番については、駐車場に使用のため、1筆、1,167 m²の申出である。事業計画者は、診療所や介護事業所を経営する法人である。現在、診療所と介護事業所で共同使用している駐車場が手狭になっており、診療所や介護事業所に近い場所に、駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第3種農地であると確認している。

整理番号3番については、分家住宅新築のため、1筆、350 m²の申出である。事業計画者は、土地所有者の息子である。現在、妻の実家に住んでいるが、子どもが産まれたことにより手狭になっている。そこで、子育てをしやすい実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である母の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水につきましては、公共下水道管に接続する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号4番については、駐車場敷地拡張に使用のため、1筆、793 m²の申出である。事業計画者は、運送業を営む

会社である。業務が拡大し、新たに車両を増やすため、駐車場が必要になっている。そこで、既存駐車場に隣接する場所に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場（合計敷地面積 2, 7 7 6 m²）として使用したいとの申出となったものがある。雨水につきましては、浸透トレンチにより敷地内に浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の 2 分の 1 を超えないため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号 5 番については、駐車場に使用のため、2 筆、3, 2 4 2 m²の申出である。事業計画者は、青果卸売業を営む会社である。申出地に近接する卸売市場内で駐車場として使用していた場所に、工場及び配送センターを建築するため、駐車場が必要になっている。卸売市場内に確保できる土地はないため、周辺で駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水につきましては、浸透トレンチにより敷地内に浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第 2 種農地であると確認している。

整理番号 6 番については、分家住宅新築のため、1 筆、1, 8 3 5 m²の内 2 7 5 m²の申出である。事業計画者は、土地所有者の息子である。現在、賃貸住宅に住んでいるが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になっている。そこで、子

育てをしやすい実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である母の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水につきましては、合併浄化槽を経て、汲み取り槽へ接続する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号7番については、農用地区域への編入のため、3筆、1,328㎡の申出である。申出人（所有者）は、申出地周辺を耕作している農家である。経営を拡張するため、農地を借りる手続きをしている際、申出地が農用地区域外（白地）であることを知った。申出地は、10ヘクタール以上の集団的な農用地区域（青地）に接しているため、今後は農用地区域（青地）として維持していきたいとの理由により、今回の申出となったものである。

なお、整理番号1番から6番については、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合が規定された農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてをみたす見込みがあるものと考えられる。

また、農用地区域外（白地）から農用地区域（青地）への編入である整理番号7番については、農用地利用計画に定めるべきものについて規定された農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に掲げる要件に該当するため、問題ないも

のと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。

5月26日に、申出地にて、代理人から話を伺った。申出目的は従業員用の駐車場に使用するためである。申出人は昭和62年4月に医療法人を設立し、診療所の経営を主な事業としている。現在は、川越市小ケ谷に、共同駐車場として、2,298㎡、76台分の駐車場がある。しかし、これでは賄いきれず、隙間に縦列駐車しており、車の出し入れに苦勞しているとのことである。実際に現地を拝見したところ、窮屈な様子を確認することができた。今回、新たに設ける従業員用の駐車場は、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水浸透トレチを設置する計画とのことである。また、排水設備はありませんので、周辺農地への影響は少ない見込みである。また、申請地北側は市街化区域であり、公共下水道が布設され、住宅が立ち並び、公共公益施設もあることから、市街地化の傾向がある場所と考えられる。以上のことから、今回の農業振興地域整備計画の変更については、地元農業委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。

5月19日に、申出地にて、代理人から話を伺った。申出目的は従業員用の駐車場に使用するためである。申出人は、昭

和 5 1 年 9 月に株式会社を設立し、青果物の販売及び加工を主な事業としている。昨今のデリバリーの需要増などもあり、川越総合地方卸売市場内に借りている、駐車場のスペースに、配送センター、事務所、工場を建築予定であるため、代替りの駐車場を確保する必要があるとのことである。今回、新たに設ける駐車場は、周囲をコンクリートブロック等で囲み、雨水浸透トレンチを設置する計画とのことである。また、排水設備はないので、周辺農地への影響は少ない見込みである。今回の申出地は、市場のすぐ北側で、周囲は農地以外の土地で囲まれており、農地の集団性は低いと考えられる。以上のことから、今回の農業振興地域整備計画の変更については、地元農業委員としては、やむを得ない考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について、面積は必要最小限なのか。」との発言があった。

農政課は「必要最小限で審査している。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 7 番について、青地に編入することの利点はあるのか。」との発言があった。

農政課は「行政からの経営支援を受けやすくなる。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 6

番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たす見込みがあり、整理番号7番については、同法第10条第3項に掲げる要件に該当するため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおりに決定する。

議案第6号

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域農業経営基盤強化促進計画の変更（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に地域農業経営基盤強化促進計画の変更を行うときの説明を求めた。

事務局は「川越市地域農業経営基盤強化促進計画の変更をする場合は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会の意見を聴くこととなっている。先ほどの議案である農業振興地域整備計画の変更に併せて変更する必要があるため、5月と11月の総会で審議するものである。」との説明を行なった。

議長は地域農業経営基盤強化促進の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第6号議案は、地区数12地区、筆数202筆、面積141,513㎡についての意見照会があった。

霞ヶ関地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、1筆、1, 145 m ² である。農地法第3条許可による所有者の変更、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更または、農用地区域への編入に伴う目標地図の変更は、19筆、12, 571 m ² である。
古谷地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、5筆、2, 816 m ² である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、59筆、36, 413 m ² である。
山田地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、5筆、1, 778 m ² である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、12筆、5, 527 m ² である。
高階地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、6筆、2, 547 m ² である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更はない。
田面沢地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、5筆、3, 506 m ² である。農地法第3条許可による所有者の変更または、

農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更はない。

福原地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、1筆、793㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、1筆、2,435㎡である。

芳野地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、3筆、1,844㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、11筆、10,105㎡である。

大田地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除はない。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更は、23筆、16,426㎡である。

日東地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、7筆、8,410㎡である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図の変更はない。

名細地区の変更案については、農地転用許可または、農用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、6筆、5,310

m²である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農
用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図
の変更は、13筆、12,455m²である。

川越地区の変更案については、農地転用許可または、農用
地区域から除外に伴う目標地図の削除は、8筆、5,326
m²である。農地法第3条許可による所有者の変更または、農
用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地図
の変更は、9筆、6,077m²である。

南古谷地区の変更案については、農地転用許可または、農
用地区域から除外に伴う目標地図の削除は、3筆、1,87
7m²である。農地法第3条許可による所有者の変更または、
農用地利用集積等促進計画による耕作者の変更に伴う目標地
図の変更は、5筆、4,152m²である。

以上の変更案については、川越市農業委員会総会で審議し
た結果に伴う変更であるため、問題ないと考えられる。」との
説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、すべての地区の変更案につ
いては、川越市農業委員会総会で審議した結果に伴う変更で
あるため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛
成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について
原案どおりに決定する。

議案第 7 号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における

農地に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に生産緑地地区の変更案における農地に対する意見について説明を求めた。

事務局は「本件は、申請地が生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているもので、今回意見を求められている申請地は、岸町 3 丁目ならびに木野目の 2 カ所で合計 3 筆である。都市計画課において、事前に申請者に利用状況の聞き取りや、現地の確認を行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断している。また、4 月 16 日と 22 日には申請地を、該当地区の農業委員と事務局職員で確認し、農地に該当する状況であることを確認している。以上のことから、本件照会に係る申請地については、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地等に該当していると認められると考えられる。」と説明した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 7 号について原案どおりに決定する。

議案第 8 号

川越市農業員会の「令和 6 年度農業委員会の農

地利用の最適化の推進の状況その他事務の実
施状況の公表」の決定について
議長は、別添議案を上程し説明を求めた。
事務局は「昨年度、農業委員会が取り組んできた活動の実績についてまとめたものである。
Ⅱ 最適化活動の実施状況の1 最適化活動の成果目標の
(1)農地の集積の③実績は、今年度の新規集積面積が、5．7
4ヘクタール、農地面積が3，200ヘクタール、今年度末
の集積面積の累計が576．76ヘクタール、今年度末の集
積率が18．0％で目標に対する達成状況は、71．8％で
あった。
(2)遊休農地の発生防止・解消の③実績については、a 緑区
分の遊休農地の解消が、令和6年度の解消実績面積は0．7
6ヘクタールで、解消目標面積1．74ヘクタールに対する
達成状況は43．7％であった。イ新規発生遊休農地の解消
が、解消目標面積6．12ヘクタールに対し解消実績面積は
2．79ヘクタールであった。
④その他の農地の利用状況調査については、令和6年8月
1日から9日にかけて、市内全地域の農地パトロールを実施、
調査結果が、1号遊休農地と判定した面積が30．00ヘク
タールで、うち緑区分の面積は19．86ヘクタール、うち
黄区分の面積は10．14ヘクタールであった。
(3)新規参入の促進の③実績については、農地所有者の同意
を得た上で公表した農地面積が、19．54ヘクタールで、

目標に対する達成状況は、330.1%であった。

2 最適化活動の活動目標の②実績については9月の農地の集積は、「農業委員・推進委員が参加する話し合いの機会を設けるなどして地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努め、地域の農地利用に関する将来的な姿についての意見交換を行った。」、10月の遊休農地の解消は、「農業委員・推進委員が地区ごとに訪問、電話等により遊休農地の利用意向把握を行った。また、草刈り等の指導を行ない、遊休農地の発生を防止したほか、新たに発生した緑区分の遊休農地の内2.79ヘクタールを解消した。」、11月の新規参入の促進については、「新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせりできるように、農地の所有者等に貸し付け意向等について確認するよう努めた。」とした。

(3) 新規参入相談会への参加については、令和7年3月7日に埼玉教育会館で開催された第5回就農支援セミナーへの参加内容を記載した。

目標の達成状況の評語については今回の合計点数が9点であったので、合計点数が5点以上、10点未満の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」の評語になった。

合計点数9点の内訳は、8ページの農地の集積が、目標に対する達成状況が71.8%で90%未満であったため「1点」、9ページの緑区分の遊休農地の解消が、達成状況が43.7%で90%未満であったため「1点」、10ページの新規参入の促進が、達成状況が110%以上であったため「5点」、

その他に活動強化月間の実施及び新規参入相談会への参加が、目標通りで「各 1 点」で「計 2 点」であった。

次の推進委員等の点検・評価結果については、各委員さんの令和 6 年の最適化活動の状況を集計したもので、目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られたが「0 人」、目標に対し期待を上回る結果が得られたが「17 人」、目標に対して期待どおりの結果が得られたが「13 人」、目標に対して期待を（やや）下回る結果となったが「1 人」であった。

続いてⅢ事務の実施状況の 1 総会、部会の開催実績については、総会を 12 回開催した。2 の農地法第 3 条に基づく許可事務と 3 の農地転用に関する事務については、令和 6 年度の総会において農地法第 3 条の許可件数が 62 件、農地転用許可申請で、許可相当と意見を付した件数が 187 件、違反転用への対応については、違反転用面積として 1.6 ヘクタールを埼玉県と共有。そのうち、令和 6 年度中に違反転用を解消されたものは無かった。

別紙様式 4 については、先ほど説明した別紙様式 5 とともに県に提出する様式で、別紙様式 5 に記載されている値などをまとめたもの。」と説明した。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 8 号について原案どおりに決定する。

(追加議案)

議長は、本日、川口委員と田畑委員から農業委員会委員の「辞任同意願」が提出されたことについて、追加議案としてよいか求めた。

異議なしのため、事務局は追加議案を配布した。

議案第9号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「橋本知子委員から令和7年5月29日、辞任したい旨の辞任同意願が農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行な

った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第9号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第9号について、辞任同意することに決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

暫時休憩し、退任のあいさつを述べた。

議案第10号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「田畑たき子委員から令和7年5月29日、辞任したい旨の辞任同意願が農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第10号農業委員会委

員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすること
で、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第１０号につい
て、辞任同意することに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第498回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年6月26日

議 長 渋谷 武

委 員 大野 美智明

委 員 高橋 庄一郎

委 員 小和瀬 康男
